

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間  
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[ 1 ] 電波法に規定する用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法（第 2 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、500 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

[ 2 ] 次の記述は、予備免許及び申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第 8 条及び第 19 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第 7 条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第 1 項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。  
 (1)  A (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4)  B (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の  A を延長することができる。
- ③ 総務大臣は、免許人又は電波法第 8 条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C ときは、その指定を変更することができる。

A	B	C
1 工事落成の期限	空中線電力	混信の除去その他特に必要があると認める
2 工事落成の期限	無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
3 免許の有効期間	空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
4 免許の有効期間	無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要があると認める

[ 3 ] 「無人方式の無線設備」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第 2 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 2 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 3 遠隔地点における測定器の測定結果を、自動的に送信し、又は中継する無人の無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

[4] 次の記述は、送信設備に使用する電波の質、受信設備の条件及び安全施設について述べたものである。電波法（第28条から第30条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の  A 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  B に支障を与えるものであってはならない。
- ③ 無線設備には、 C ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等	他の無線設備の機能	他の電氣的設備の機能に障害を与える
2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	他の無線設備の機能	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
3 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等	重要無線通信を行う無線局の運用	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
4 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	重要無線通信を行う無線局の運用	他の電氣的設備の機能に障害を与える

[5] 高圧電気(注)に対する安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第22条から第25条まで)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 送信設備の調整盤又は外箱から露出する電線に高圧電気を通ずる場合においては、その電線が絶縁されているときであっても、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)の規定するところに準じて保護しなければならない。
- 4 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、この限りでない。
- (1) 2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、取扱者以外の者が出入しない場所にある場合

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則(第34条の7)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局(総務省令で定める無線局及び登録局を除く。)の免許人は、主任無線従事者を  A 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から  B に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B
1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	5年以内
2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	3年以内
3 選任しようとするときは、あらかじめ	3年以内
4 選任しようとするときは、あらかじめ	5年以内

[7] 次の記述は、無線通信(注)の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は同法第164条(適用除外等)第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、Aを傍受してBを漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ Cがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	その存在若しくは内容	無線従事者
2 特定の相手方に対して行われる無線通信	その存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者
3 特定の相手方に対して行われる無線通信	その通信の内容	無線従事者
4 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	その通信の内容	無線通信の業務に従事する者

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第10条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。

[9] 総務大臣がその職員を無線局(登録局を除く。)に派遣し、その無線設備等(注)を検査させることができる場合に関する次の記述のうち、電波法(第73条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

- 1 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めて臨時に電波の発射の停止を命じた無線局から、その発射する電波の質が同条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- 2 無線設備が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- 3 無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受けた免許人から、その措置の内容について報告があったとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。

[10] 無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局を告発しなければならない。
- 2 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 4 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

[11] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、無線従事者の免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて  **A** することができる。
- ② 無線従事者は、①により無線従事者の免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から  **B** 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から  **C** を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	その業務に従事することを停止	10日	2年
2	無線設備の操作の範囲を制限	1箇月	2年
3	無線設備の操作の範囲を制限	10日	5年
4	その業務に従事することを停止	1箇月	5年

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に  **A** 。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **B** しなければならない。

	<b>A</b>	<b>B</b>
1	届け出なければならない	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告
2	届け出なければならない	1箇月以内にその免許状を返納
3	申請しなければならない	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告
4	申請しなければならない	1箇月以内にその免許状を返納